

(別紙)

事業の範囲（収集運搬用）

	取 扱 う 産業廃棄物の種類	産 業 廃 棄 物 の 性 状 等				積替え保管	
		石綿含有	水銀使用 製品	水銀含有 ばいじん	その他	積替	保管
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

(記入上の注意)

1. 産業廃棄物の性状等の「石綿含有」の欄は、取扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「○印」を付けること。

※『石綿含有産業廃棄物』とは：工作物（建築物を含む。）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの。（特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」を除く。）

2. 産業廃棄物の性状等の「水銀使用」の欄は、取扱う産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「○印」を付けること。（特別管理産業廃棄物である「廃水銀等」を除く。）

3. 産業廃棄物の性状等の「その他」の欄は、取扱う産業廃棄物が、特記すべき性状等を有するものである場合は、その内容を記載すること。

※「無機性に限る。」、「農業用廃ビニールを除く。」、「自動車等破砕物であるものを除く。」など

4. 「積替え保管」の欄は、取扱う産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、「○印」を付けること。